

災害ごみの処分方法について

【対象となるごみ】

台風19号の被害によって生じた災害ごみ。

災害ごみ仮置場

○津山町

津山公民館隣り →10月20日に閉鎖しました。

陸前横山駅裏（旧仮設住宅跡地）

○東和町

東和総合支所隣り

受付期間：当分の間（閉鎖の時期は決まり次第お知らせします。）

受付時間：午前8:30～午後4:30

登米市クリーンセンター

※津山町、東和町以外の方はクリーンセンターへの搬入にご協力ください。

受付期間：当分の間（終了の時期は決まり次第お知らせします。）

時間：午前8:30～午前11:50 午後1:00～午後4:00

稼働日：毎日（土・日曜、祝日を含む。）

受付方法：各総合支所で「ゴミ処分手数料免除申請書」の発行を受け、受付に提出してください。

【注意事項】

クリーンセンターでは、家電リサイクル法の対象品目、建物の解体ごみ、その他の処理困難物は受入できませんので、それらの災害ごみは津山町、東和町の「災害ごみ仮置場」へ搬入をお願いします。

※詳細は次ページの一覧をご参照願います。

【ごみの搬入に関するお問い合わせ】

市民生活部環境課 0220-58-5553

クリーンセンター 0225-76-0102

クリーンセンターで受入できる主なごみ

一般家庭および事業所から発生する一般廃棄物（産業廃棄物は受入れできません）

テーブル、ソファー、いす、タンス、ベットなどの粗大ごみ（スプリング入りの物は分別をお願いします）

住居敷地内（庭）の剪定した木（長さ1メートル以内、幹の太さ10センチメートル以内）
※杉（杉葉含む）、竹林、いぐね、街路樹、山林、木の根、実の付いた木等は受入れできません。

住居敷地内（庭）の竹（長さ30センチメートル以内、1センチメートルに細割にしてください）

一般家庭で日曜大工等が出た産業廃棄物を除く廃材など（木材に関しては長さ1メートル以内、太さ12センチメートル角以内）

消火器は中身が空のものであれば受入れ可能です。

クリーンセンターで受入できない主なごみ

自動車（部品含む）、バイク（部品含む）、バッテリー、タイヤ、ホイール、農業用機械（部品含む）及び資材、電気温水器、ガスボンベ、ドラム缶、ピアノ、金庫、業務用冷蔵庫、業務用冷凍庫、自動販売機は販売店にご相談ください。

建築廃材、鋳工業製品、化学工業製品等の産業廃棄物は専門業者に依頼してください。

デスクトップ型パソコンは受入れできません。

田んぼ、畑の草や農作物は受入れできません。

家電リサイクル対象品（テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン）は受入れできません。

住居等の新築、改築又は解体を業者（工務店、大工などの建設、建築業、解体業）により施工し、その際に発生する解体物、畳等は、「廃棄物処理法」により産業廃棄物に該当し受入れ、処理することはできません。

業者による住居等の改築又は解体された木材や畳等を施工依頼者（施主）がご自分で搬入される場合であっても受入れ、処理することはできませんので、工事を施工した業者へご相談してください。

※産業廃棄物や処理困難物、大きさ等により規格外と判断されたものにつきましては、受入れできません。処理方法は、販売店や産業廃棄物等の専門業者にご相談ください。また、上記以外の製品については、事前にクリーンセンターへ確認してください。

【問い合わせ先】

クリーンセンター 0225-76-0102